

京都市告示第502号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「すぎくゆめ広場内店舗」の供用時間及び供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

令和元年12月20日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用時間		供用しない日
すぎくゆめ広場内店舗	令和元年12月21日(土)から令和2年2月29日(土)まで	変更後	① 令和元年12月21日(土)から同月30日(月)まで: 午前10時から午後5時まで  ② 令和2年1月2日(木)から同月5日(日)まで:午前11時から午後5時まで  ③ 令和2年1月6日(月)から同年2月29日(土)まで:午前10時から午後5時まで	変更後 令和元年12月31日(火)及び令和2年1月1日(水)
		現行	午前9時から午後6時まで	現行 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)